

新庁舎建設基本構想まとまる



昭和39年の竣工から50年が経過し、老朽化や狭隘化などの問題が生じている現在の市役所庁舎——。市は、これらの課題を解決するため、学識経験者やさまざまな団体の代表者などで組織された「新庁舎建設基本構想策定委員会」の皆さんとともに、新庁舎のあるべき姿を検討してきました。

同委員会は、昨年6月の第1回以降、毎月一度開催。これまでに現庁舎の問題点や新庁舎の規模や機能、先進事例などを研究してきました。2月25日には、その集大成となる「新庁舎建設基本構想(素案)」をまとめ、同委員会委員長で岐阜経済大学副学長の竹内治彦さん=写真・右=が、小川市長に手渡しました。

市は、この素案をもとに、市民の皆さんから寄せられたパブリックコメントなども盛り込み、幅広い意見を集約し「新庁舎建設基本構想」を策定しました。新庁舎の基本理念は「市民の集う庁舎」です。4つの基本方針に沿いながら、市民の皆さんにとって利用やすく、交流の場となるような新庁舎を目指します。



事業計画の概要

- 建設場所／現本庁舎敷地及び隣接地
- 延床面積／約21,000㎡(現在の約1.7倍)
- 概算事業費／90億円程度(本体工事)
- スケジュール／
平成27・28年度:基本設計、実施設計
平成29～32年度:建設工事など

2選手にスイトピア章贈呈

空手道・新馬場さん、
水球・棚村さん



小川市長から顕彰状を受け取る新馬場さん

市は、3月3日に新馬場一世さん(西濃運輸)へ、16日に棚村克行さん(岐阜県体育協会)へ、「スイトピア章」を贈りました。

この章は、文化・スポーツなどの各分野において功績のあった個人や団体を顕彰するもので、昭和63年に創設され、これまでに17の個人・団体が受章しています。

両選手は、昨年9月から10月に、韓国(インチョン)で開かれたアジア競技大会に出場。新馬場さんは空手競技形で3位、棚村さんは水球競技で2位の好成績を収めての受章となりました。



受章の喜びを語る棚村さん

贈呈式で、新馬場さんは「今回は3位だったが、次のアジア大会では優勝を狙う」、棚村さんは「一年後に迫りリオデジジャネイロでのオリンピックに出場できるよう精進する」とそれぞれの目標を力強く語りました。

審議会を傍聴してみませんか

明るい選挙推進協議会

担当 選挙管理委員会 (☎47-8292)

4/5(日) 10:00~10:30 市役所2階 第1会議室

・平成27年度事業計画について ほか

65歳以上の人の介護保険料が変わります

市は、3年に1度、介護保険サービスの質と量を見直す新しい事業計画を策定しています。介護を必要とする人が今後もさらに増えることが予測されるなか、この計画に基づいて、平成27年度から65歳以上の人の介護保険料を変更します。

平成27年度から3年間の所得段階別保険料年額表は右表のとおりで、主な変更点は次の3点です。

- ①保険料所得段階の第1段階と第2段階→第1段階に
 - ②基準所得金額の一部変更と第11段階の細分化
 - ③保険料の基準額が月4,910円→月5,560円に
- 詳しくは、高齢介護課(☎47-7406)へ。

<納付書>

65歳以上の人に介護保険料納入通知書(仮算定)を郵送(特別徴収=4月中旬、普通徴収=5月中旬)します

<対象者>

特別徴収(年金天引)／老齢(退職)、遺族、障害年金が年額18万円以上の人。 ※昨年度中に65歳になった人や、他の市区町村から転入した人などは、特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に普通徴収での納付
普通徴収(納付書または口座振替)／老齢(退職)、遺族、障害年金が年額18万円未満の人

| 平成24~26年度 | | 平成27~29年度 | | |
|-----------|---------|-----------------------------------|----------|--|
| 所得段階 | 年額保険料 | 所得段階 | 年額保険料 | 主な対象者 |
| 第1段階 | 29,460円 | 第1段階 (基準額×0.5) ※軽減措置を実施する予定 | 33,360円 | ①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など |
| 第2段階 | 29,460円 | 第2段階 (基準額×0.65) | 43,368円 | 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円を超え、120万円以下の人など |
| 第3段階 | 38,298円 | 第3段階 (基準額×0.75) | 50,040円 | 世帯全員が市民税非課税で、第1段階と第2段階に該当しない人など |
| 第4段階 | 44,190円 | 第4段階 (基準額×0.9) | 60,048円 | 世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など |
| 第5段階 | 55,974円 | 第5段階 (基準額) | 66,720円 | 世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、第4段階に該当しない人など |
| 第6段階 | 58,920円 | 第6段階 (基準額×1.2) | 80,064円 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人など |
| 第7段階 | 70,704円 | 第7段階 (基準額×1.3) | 86,736円 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人など |
| 第8段階 | 73,650円 | 第8段階 (基準額×1.5) | 100,080円 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人など |
| 第9段階 | 88,380円 | 第9段階 (基準額×1.7) | 113,424円 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上490万円未満の人など |
| 第10段階 | 91,326円 | 第10段階 (基準額×1.75) | 116,760円 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が490万円以上690万円未満の人など |
| 第11段階 | 94,272円 | 第11段階 (基準額×1.8) | 120,096円 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が690万円以上の人 |